

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年11月10日
【四半期会計期間】	第99期第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	六甲バター株式会社
【英訳名】	ROKKO BUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 浩康
【本店の所在の場所】	神戸市中央区坂口通一丁目3番13号
【電話番号】	(078) 231-4681 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役活性本部長 丸山 泰次
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区坂口通一丁目3番13号
【電話番号】	(078) 231-4681 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役活性本部長 丸山 泰次
【縦覧に供する場所】	六甲バター株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目39番5号 水天宮北辰ビル) 六甲バター株式会社大阪支店 (大阪市淀川区宮原二丁目14番14号 新大阪グランドビル) 六甲バター株式会社名古屋支店 (名古屋市中区大須四丁目1番70号 T A N A K A 名古屋ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第3四半期 累計期間	第99期 第3四半期 累計期間	第98期
会計期間	自2021年 1月1日 至2021年 9月30日	自2022年 1月1日 至2022年 9月30日	自2021年 1月1日 至2021年 12月31日
売上高 (百万円)	39,731	29,913	55,073
経常利益 (百万円)	1,412	251	2,232
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,516	186	2,271
持分法を適用した場合の投資損失() (百万円)	-	90	149
資本金 (百万円)	2,843	2,843	2,843
発行済株式総数 (株)	21,452,125	21,452,125	21,452,125
純資産額 (百万円)	29,965	29,516	29,696
総資産額 (百万円)	53,812	50,941	54,209
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	129.17	9.56	116.59
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	20.00
自己資本比率 (%)	55.7	57.9	54.8

回次	第98期 第3四半期 会計期間	第99期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2021年 7月1日 至2021年 9月30日	自2022年 7月1日 至2022年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	16.58	6.31

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資損失()については、第98期第3四半期累計期間に関しては利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また関係会社にも異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。そのため、当第3四半期累計期間における経営成績に関する説明は、前第3四半期累計期間に当該基準を適用したと仮定して説明しております。

（1）財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大が見られたものの、ワクチン接種や医療体制の強化等を受けて行動制限が緩和され、徐々にではありますが経済活動は回復基調となりました。しかしながら、ウクライナ情勢不安の長期化等の影響によるエネルギー価格や原材料価格の高騰に加えて、急激な円安進行により物価が上昇したことから、景気の先行きは依然不透明な状況となりました。

食品業界ならびに当社の主力分野であるチーズ業界におきましては、食品など生活必需品の相次ぐ値上げによるインフレ懸念から依然として消費者の節約志向が継続しました。また、主要産地における生乳生産量の減少およびエネルギー価格や飼料・肥料価格の高騰等に加えて、急激な円安進行による国際乳製品価格の上昇が顕著となりました。

このような厳しい市場環境のもと、当社といたしましては、新型コロナウイルスの感染予防の観点から出張および会議の制限、在宅勤務および時差勤務など対策を継続して実施いたしました。また、9月に今年2回目となるチーズ製品の販売価格改定を実施するとともに需要喚起の対策を進めました。さらに、原材料の安定調達に尽力するとともに、経費の削減、販売の促進および生産能力の増強と生産効率の向上を目指し、全生産ラインの安定稼働に引き続き努めました。なお、稲美工場で一部の製品を生産しておりましたが、7月に閉鎖いたしました。今後、ウクライナ情勢不安の長期化等の影響によるエネルギー価格や原材料価格の更なる上昇が見込まれます。これらは、当社の主力分野である乳製品相場の一段の上昇要因となることから今後の国際的な乳製品需給動向に注視してまいります。

今秋の新製品としては、チーズ部門において「トイ・ストーリーまるいチーズ」、「チーズデザート6P神戸産シャルドネ」、「厳選おつまみベビーチーズアンチョビアヒージョ味」、「包みトリュフオイル入り」、「厚くて大きいとろけるスライスピザ味」を発売いたしました。

その結果、当第3四半期累計期間の財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

（資産）

当第3四半期会計期間末の資産は、原材料が520百万円、繰延税金資産が476百万円、商品及び製品が414百万円増加した一方で、売掛金が1,860百万円、現金及び預金が1,757百万円、有形固定資産が1,443百万円減少したこと等により、前事業年度末と比較し3,268百万円減少し、50,941百万円となりました。

（負債）

当第3四半期会計期間末の負債は、短期借入金が2,000百万円、未払消費税等が386百万円、未払法人税等が357百万円、未払費用が323百万円減少したこと等により、前事業年度末と比較し3,087百万円減少し、21,424百万円となりました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末と比較し180百万円減少し、29,516百万円となりました。なお自己資本比率は前事業年度末の54.8%から57.9%となりました。

b. 経営成績

当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高につきましては29,913百万円（前年同四半期比103.5%）となりました。利益面につきましては、原材料価格の上昇による原価高によって、営業利益は175百万円（前年同四半期比14.2%）、経常利益は251百万円（前年同四半期比22.1%）となりました。四半期純利益は、前年同四半期累計期間に固定資産売却益及び補助金収入が計上されていたことから、186百万円（前年同四半期比8.0%）となりました。売上高の内訳はチーズ部門が28,041百万円（前年同四半期比103.2%）、チョコレート部門が1,319百万円（前年同四半期比107.4%）、ナッツ部門が467百万円（前年同四半期比107.6%）、その他部門が84百万円（前年同四半期比134.7%）となっております。

- (2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
当第3四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

 - (3) 研究開発活動
当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は217百万円であります。
なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

 - (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析
 - 1) 資金需要
設備投資、運転資金及び利息の支払い並びに配当金の支払いに資金を充当しております。
 - 2) 資金の源泉
事業活動に必要な運転資金及び設備資金につきましては、自己資金による充当のほか、銀行借入による調達も行っております。
- 3 【経営上の重要な契約等】
当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2022年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,452,125	21,452,125	東京証券取引所 (プライム市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	21,452,125	21,452,125	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	-	21,452,125	-	2,843,203	-	800,000

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,968,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,462,200	194,622	同上
単元未満株式	普通株式 21,525	-	-
発行済株式総数	21,452,125	-	-
総株主の議決権	-	194,622	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数20個)含まれております。

【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 六甲バター株式会社	神戸市中央区坂口 通一丁目3番13号	1,968,400	-	1,968,400	9.18
計	-	1,968,400	-	1,968,400	9.18

(注)上記のほか株主名簿上は当社名義になっておりますが、実質的に所有していない株式2,000株(議決権の数20個)があります。

なお、当該株式数は、前記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,682,785	5,925,204
電子記録債権	258,712	232,155
売掛金	12,793,582	10,933,018
商品及び製品	2,894,755	3,309,156
仕掛品	114,976	169,120
原材料	1,187,511	1,708,154
前払費用	150,597	93,979
未収入金	265,011	262,202
短期貸付金	1,012	603
その他	29,859	97,115
貸倒引当金	2,600	1,400
流動資産合計	25,376,205	22,729,311
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,009,251	16,030,725
減価償却累計額	4,174,762	4,772,695
建物(純額)	11,834,489	11,258,030
構築物	852,535	854,835
減価償却累計額	471,098	509,024
構築物(純額)	381,437	345,810
機械及び装置	21,750,500	21,983,901
減価償却累計額	14,521,643	15,617,716
機械及び装置(純額)	7,228,856	6,366,185
車両運搬具	90,474	89,910
減価償却累計額	81,678	82,385
車両運搬具(純額)	8,795	7,524
工具、器具及び備品	670,560	686,552
減価償却累計額	535,025	574,500
工具、器具及び備品(純額)	135,534	112,052
土地	3,691,198	3,691,198
建設仮勘定	1,418,795	1,474,791
有形固定資産合計	24,699,107	23,255,594
無形固定資産		
電話加入権	11,091	11,091
商標権	14,466	17,795
諸施設利用権	9,492	8,914
ソフトウェア	135,200	88,836
ソフトウェア仮勘定	-	2,240
無形固定資産合計	170,250	128,877

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,418,271	1,805,914
関係会社株式	624,310	599,784
従業員に対する長期貸付金	198	32
長期前払費用	2,786	32,573
長期未収入金	760,160	690,140
前払年金費用	980,844	1,044,770
繰延税金資産	78,168	554,893
その他	112,520	112,893
貸倒引当金	13,595	13,595
投資その他の資産合計	3,963,665	4,827,407
固定資産合計	28,833,024	28,211,880
資産合計	54,209,230	50,941,191
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	24,161	20,837
買掛金	5,097,602	5,406,037
短期借入金	1,211,000,000	1,900,000
リース債務	13,693	13,320
未払金	335,606	152,353
未払法人税等	519,428	162,050
未払消費税等	415,469	28,909
未払費用	5,038,045	4,714,137
預り金	150,752	12,730
設備関係電子記録債務	9,190	21,375
株主優待引当金	7,100	-
役員賞与引当金	40,000	-
その他	110,069	123,969
流動負債合計	22,761,118	19,655,723
固定負債		
リース債務	170,947	160,956
退職給付引当金	1,313,819	1,341,680
長期未払金	257,577	257,577
その他	9,007	9,007
固定負債合計	1,751,351	1,769,221
負債合計	24,512,469	21,424,945

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,843,203	2,843,203
資本剰余金		
資本準備金	800,000	800,000
その他資本剰余金	1,722,860	1,722,860
資本剰余金合計	2,522,860	2,522,860
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,490,249	1,421,894
別途積立金	19,100,000	19,100,000
繰越利益剰余金	5,363,030	5,227,957
利益剰余金合計	25,953,279	25,749,851
自己株式	2,316,485	2,316,715
株主資本合計	29,002,858	28,799,200
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	693,902	677,560
繰延ヘッジ損益	-	39,485
評価・換算差額等合計	693,902	717,046
純資産合計	29,696,760	29,516,246
負債純資産合計	54,209,230	50,941,191

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
売上高	39,731,031	29,913,717
売上原価	23,178,127	25,162,674
売上総利益	16,552,904	4,751,042
販売費及び一般管理費	15,041,922	4,575,180
営業利益	1,510,982	175,862
営業外収益		
受取利息	576	1,994
受取配当金	43,337	31,182
為替差益	58,946	206,203
収入賃貸料	610	-
資材売却益	2,215	2,573
その他	30,010	12,838
営業外収益合計	135,696	254,792
営業外費用		
支払利息	28,895	16,852
賃貸資産費用	1,552	-
遊休資産費用	118,965	95,650
関係会社支援費用	62,912	63,704
その他	21,971	2,607
営業外費用合計	234,297	178,813
経常利益	1,412,381	251,840
特別利益		
固定資産売却益	1,593,121	-
受取保険金	6,484	-
補助金収入	719,700	-
特別利益合計	2,319,306	-
特別損失		
固定資産廃棄損	50,731	310
減損損失	1,820	-
工場移転費用	91,149	-
関係会社株式評価損	-	24,525
特別損失合計	143,701	24,836
税引前四半期純利益	3,587,986	227,004
法人税、住民税及び事業税	1,374,000	526,000
法人税等調整額	302,754	485,242
法人税等合計	1,071,245	40,757
四半期純利益	2,516,740	186,247

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による変更点は以下のとおりです。

1. 販売促進費等の顧客に支払われる対価

従来、直接的な代金請求先を顧客と認識していましたが、収益認識会計基準における顧客の定義に照らして「対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者」を顧客として認識し、当該顧客に支払われる対価(顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いの場合を除く)を取引価格から控除しております。

2. 一時点で充足される履行義務

商品又は製品の国内販売において、従来、出荷時点で収益を認識していましたが、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は11,121,754千円、売上原価は197,152千円、販売費及び一般管理費は10,885,699千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益がそれぞれ38,902千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響について、前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した仮定から重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とタームアウトオプション付コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
コミットメントラインの総額	9,000,000千円	9,000,000千円
借入実行残高	6,000,000	9,000,000
差引額	3,000,000	-

なお、タームアウトオプション付コミットメントライン契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70%の金額以上に維持すること。

2 当社は、神戸工場建設のため取引銀行4行との間で、シンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。なお、2022年6月30日をもって本契約による借入金を全て期限前弁済しております。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
タームローン契約の総額	5,000,000千円	- 千円
借入実行残高	5,000,000	-
差引額	-	-

なお、シンジケート方式によるタームローン契約につきましては、第1四半期会計期間まで以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負ってまいりました。第2四半期会計期間に、本契約による借入金を全て期限前弁済したことで、付随する財務制限条項も消滅しております。

各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70%の金額以上に維持すること。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
減価償却費	2,104,989千円	1,891,487千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	389,678	20.0	2020年12月31日	2021年3月26日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	389,675	20.0	2021年12月31日	2022年3月30日	利益剰余金

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	624,310千円	599,784千円
持分法を適用した場合の投資の金額	809,826	758,281
	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
持分法を適用した場合の投資損失の金額	-	90,149千円

- (注) 1. 前第3四半期累計期間における持分法を適用した場合の投資損失の金額は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。
2. 関連会社に対する投資の金額は、第2四半期会計期間に減損処理しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

当社の事業は、チーズ類、チョコレート類及びナッツ類等の食品の製造・販売業であり、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は食料品の製造・販売業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益(全て一時点で移転される財又はサービス)の分解情報については、以下のとおり部門別に記載しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	部門別売上高				合計
	チーズ	チョコレート	ナッツ	その他	
顧客との契約から生じる収益	28,041,830	1,319,291	467,830	84,764	29,913,717

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	129円17銭	9円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	2,516,740	186,247
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	2,516,740	186,247
普通株式の期中平均株式数(株)	19,483,829	19,483,696

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月10日

六甲バター株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている六甲バター株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第99期事業年度の第3四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、六甲バター株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レ

ビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。